

保護者 様

学校保健法施行規則により、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は「発症した後 5 日経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その後は休んでも欠席にはなりません。なお再登校するに当たって「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要性については医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校する時には保護者が記入し、治癒報告書を提出してください。医療機関の記入は必要ありません。

## インフルエンザ 治 癒 報 告 書

飯山高等学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番  
生徒氏名\_\_\_\_\_

下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告します。

記

疾患名	インフルエンザ A・B
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ症状が出た日）	年 ____月 ____日 から
受診した医療機関名	
医療機関受診日	
医師より療養が必要とされた期間	年 ____月 ____日 まで

令和\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印